

平成22年 6月 11日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）
 研究期間：2008～2009
 課題番号：20820007
 研究課題名（和文）15・16世紀フランスにおける地方高等法院の設立
 —多極的王国統合の特質解明—
 研究課題名（英文）The Creation of “Parlements de Province” in 15th and 16th Century
 France : A Consideration of the Multipolar Tendency of Royal Power
 研究代表者
 佐藤 猛（ Takeshi Sato ）
 秋田大学・教育文化学部・講師
 研究者番号：30512769

研究成果の概要（和文）：本研究は、15・16世紀フランス王国において、いくつもの高等法院（王国の最高裁判所）が設立された過程を検討することを通じ、当時の国王支配の特質を明らかにするものである。時々の王権はパリからの距離、王領編入時における当該地域と王権との関係、そして裁判組織に関する在地諸身分の要望などを考慮して、地方高等法院導入の是非を決定した。こうして王は、各地で長い伝統をもつ裁判慣行を維持、調整しながら、統一的な裁判体系の確立を目指したことを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In order to reveal the character of royal power in the 15th and 16th Century France, this research has analyzed the process in which Parlements de Provinces (=sovereign judicial courts) were created in seven place besides Paris. As a result, we can observe that kings decided to create a Parlement or not at any province, according to the distance from Paris, the relationship between crown and provinces at the time when they were incorporated into royal domain and the matters which the provincial estates have required about their judicial organizations. It became clear that the kings established a unified judicial system by keeping and adjusting judicial customs which had been grown in the various provinces for a long time.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,330,000	399,000	1,729,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,530,000	759,000	3,289,000

研究分野：西洋史

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：フランス王権、国王裁判権、高等法院、諸侯国、絶対王政、国制史、上訴

1. 研究開始当初の背景

1970年代のフランス国制史研究において、いわゆる「絶対王政像」の再検討が提起されて、久しい。以来、革命前夜の17・

18世紀における国王統治機構の実効性に関する研究が進展し、とくに各地固有の法慣習や中間諸権力の展開が、王権の地方行政を制約していたことが通説となりつつある。し

かしながら、我が国においては、このような「絶対王政像の再検討」を受けて、これに先行する時代の国制史像について、再検討を進めようとする姿勢が弱い。このため現在、中世から近世にかけてのフランス国制を体系的に叙述することが、きわめて困難となっている。こうした研究史上の問題のなかで、いわゆる「絶対王政期」の前段階と位置づけられてきた14～16世紀のフランス王国に関して、王国の統合過程の特質を、「封建制から絶対制」という単線的な図式から切り離して叙述する必要がある。このようなフランス国制史の長期的で体系的な理解の必要性が、本研究の開始をうながした最大の背景である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、国家統治における「中央と地方」の関係という角度から、王国諸地域の多種多様な権力がどのような仕組みによって王権に結びつき、全体としていかなる特質の権力秩序をなしたのかを、15～16世紀における国王裁判権の再編過程を通じて明らかにすることである。

1453年における英仏百年戦争の終結をはさむこの時代は、伝統的に「絶対王政」の確立期と理解されてきた。それゆえ、このような時期における王権と諸地域の関係を再検討することによって、旧来のフランス国家建設史の中核部分を見直すことができるということができる。

3. 研究の方法

(1) 題材の設定：先の目的のもと、具体的な題材として、王国内にいくつもの最高裁判所が存在したという、一見奇妙な統治体制に注目した。19世紀以来の制度史研究において必ず指摘されるように、革命前夜のフランスにおいては、高等法院(Parlement)が13カ所、最高評定院(Conseil souverain)が4カ所に存在した。それらはパリを筆頭に各地の主要都市に置かれ、行政上の権能を有しつつも、おもに王国上訴体系上の最高裁判所として機能した。そこで下される判決は、王のお膝元である国王顧問会によってのみ破棄されたのである。

このような高等法院がパリ以外にも王国内の複数カ所に置かれはじめた時期は、一五世紀中葉、百年戦争の末期である。その後、高等法院は戦争終結をはむ約一〇〇年間で八都市に増設され、これを通じて、フランス王権はパリ高等法院の業務を各地に分散していったのである。なぜこのように、王権がパリ以外にも最高裁判所を設立し、王国諸地

域の法圏の自立をうながしたかを解明することは、15・16世紀に再編されていく王権と王国諸地域の関係を理解するうえで不可欠である。そこから、当時におけるフランス王権の統治体制の一特質が明らかになると考えられる。

(2) 検討対象の設定：15世紀後半から16世紀中葉までのフランス王国諸地域のうち、パリ以外で、高等法院が設立された次の7つの事例を対象とした。以下、設立年順に設立都市名(地域名)を記す。

- ①1443年トゥルーズ高等法院
(ラングドック地方)
- ②1453年グルノーブル高等法院
(ドーフィネ地方)
- ③1462年ボルドー高等法院
(ギューエンヌ地方)
- ④1477年ディジョン高等法院
(ブルゴーニュ地方)
- ⑤1515年エクス高等法院
(プロヴァンス地方)
- ⑥1515年ルアン高等法院
(ノルマンディー地方)
- ⑦1554年レンヌ高等法院
(ブルターニュ地方)

このように複数の地域を取り上げた最大の理由は、各地域と王権との関係があまりに多様であることによる。よって、対象を限定した地方史の方法では、王国の統治体制の傾向を析出することが困難と判断した。また現存史料の偏りゆえに、一地方の事例から、高等法院設立にいたる過程の全体像を明らかにすることも難しい。そこで、複数の地方高等法院を対象とし、各地の事例を比較・補完しながら、王権による「地方」高等法院体制の形成過程を解明するという手法をとった。

(3) 設立過程の類型化：15世紀後半以降、高等法院という統一的な国王裁判所が導入される以前、王国各地においては在地固有のさまざまな裁判組織が機能していた。そうした裁判組織の大半は、当地が国王直轄領としてではなく、諸侯国の枠組みにあった時代に整備されたものである。また、こうした諸侯権と王権との関係に応じて、そこでの王権の浸透度も多様であった。これらの事情から、高等法院の導入に際しても、地域ごとに多様な制度的・政治的な展開が想定される。それゆえ、個々の高等法院の設立過程を実証的に検討しつつ、これと並行して全体的な問題状況を整理していく必要があった。

具体的には、パリ以外の地に高等法院が導入されるにあたり、

- ① 各地域において諸侯国時代に整備された裁判組織の特徴
- ② 各地域が王領に編入される前後の王権の状況、とくにその在地諸身分の関係
- ③ 当地の王領化から高等法院設立までのスパン、その長短の理由

などの観点から、7つの地方高等法院の分類を試みた。

とりわけここでは、本研究に関わる重要な先行研究 *Jacque Poumarède et Jack Thomas (réunis), Les parlements de Province : pouvoirs, justice et société du XV^e au XVIII^e siècle*, Toulouse, 1996, 805p (論文集『地方高等法院：15～18世紀の諸権力、裁判、社会』) などの研究文献を批判的に検討しながら、設立経緯の整理と分類を試みた。こうして、地方高等法院設立の全般的な傾向を整理するなかで、次に述べる高等法院設立に関する史料の現存・刊行状況を調査し、これらを分析するための分析視角を導いた。

(4) 史料の分析：研究当初において、おもにフランス国王側の文書を中心として、次の3つの領域に関する史料を収集し、分析を行った。

- ① 地方高等法院の設立関連
 - (1) 地方高等法院の設立文書
 - (2) 王権と在地諸身分の交渉記録
- ② 設立前：各地の王領編入関連
 - (1) 各地の王領編入を宣言する文書
 - (2) 王領編入宣言に先立つ交渉記録
- ③ 設立後：各高等法院の裁判記録
 - (1) 判決
 - (2) 訴訟手続に関する諸決定
 - (3) 慣習法編纂に関わる命令文書

研究を進めるなかで、これらの史料類型のうち①-②および③-(1)、(2)については、大半が未刊行の状態であり、断片的に収集するにとどまった。残りの史料については、地域ごとの偏りがあったものの、収集することができた。

以上、(1)の題材について、(2)～(4)の3つの方法を同時に意識しながら、15・16世紀における地方高等法院の設立過程の解明に取り組んだ。ただし、史料的な制約をかんがみて、入手史料から解明可能な制度的編成の問題、すなわち各地の諸侯国が王領に編入されてから、地方高等法院の導入にいたる局面において、当地の裁判組織がどのように再編されたかという問題を中心に研究を進

めてきた。その際、史料上の制約から断片的ではあるものの、王権と在地諸身分がそれぞれどのような要求をかかげ、それらがいかに衝突し、妥協にいたったかについても、可能なかぎり解明を進めた。

4. 研究成果

15世紀後半から16世紀にかけてのフランス王国において、最高裁判所がいくつも設立されていた背景として、大きく次の二点を明らかにすることができた。

第一は、高等法院の多様な設立過程を、いくつかの類型に整理できるのではないかとある点である。王権がパリ以外の地、とりわけ各地域の中心都市に高等法院を導入するか否かは、百年戦争終結直後の15世紀後半の時点で、当該地域が王権とどのような関係を有したかに深く関わっていた。すなわち、ブルゴーニュやアキテーヌのように、15世紀末における王領編入の直前まで、王権と鋭く敵対していた地域では、王は王領編入を断行すると同時に、旧来の裁判組織を早急に高等法院へと再編した。ここで、王権は高等法院を導入することにより、地元民に王権下での良き統治をアピールしたと考えられる。一方、ラングドックやノルマンディーのように長く王領であった地域においては、王が対外戦争のための貨幣や兵士を調達するなど、王権と在地諸身分の結束を再強化すべき状況下において、在地の嘆願を受け入れるかたちで、高等法院の設立が決定された。ここでは、王権がその直接支配を引き締めていく一環として、地元諸身分との政治的妥協の結果、高等法院設立がうながされたといえる。

第二は、高等法院設立をめぐる王権と在地諸身分の交渉の特質という点である。各地の高等法院が王領化以前の多様な裁判組織を大幅に改変することなく、そこでの最上級裁判権を受け継ぐかたちで設立されたことは、従来からの指摘通り、各事例に共通していた。しかしながら、第一に述べたように、その出発点となる王領編入の時期や、その時々王権と各地域がおかれていた状況はさまざまであった。各地における高等法院設立のタイミングは、こうした王権と在地諸勢力の多様な関係に応じて決定されたと考えられる。また逆に、王領化前後における王権と在地諸勢力の関係如何では、諸侯国時代の裁判組織が大きく改変され、この結果、高等法院が導入されなかった地域も存在したことを明らかにした。アンジュー地方やブルボン地方の事例がこれにあたる。

このように高等法院という統一的で、かつ多極的な裁判機構が形成された背景に、王国各地の法慣行やその実情に即した柔軟な国

王支配の一端を明らかにすることができた。このことは、伝統的に「絶対王政」の確立期といわれてきた15・16世紀の国王支配を、少なくとも裁判権という側面においては、王権の集中と各地域の自立化が同時進行したという観点から再検討する可能性を切り開くものである。以上の研究成果のうち、ブルゴーニュの特殊な事例を中心にフランス史研究会と、秋田大学史学会において発表を行った後、同学会編『秋大史学』第56号に論文を公表した。

今後、高等法院設立をめぐる王権と在地諸身分の交渉過程について、より多くの未刊行史料を収集し、各地におけるその実態の解明を進める必要がある。ただし、この作業は本研究の成果を大枠としながらも、今後は地域ごとにより掘り下げて検討を進めるべき題材と考えられる。すなわち、諸侯国時代から王領編入の進行、高等法院設立の是非、さらには各地における慣習法編纂までを視野に収めて、各地における法制度の統廃合をめぐる問題のなかで検討を進めていく予定である。このような展望のもと、今後は慣習法編纂にいたるまでの王権による地域支配再編という角度から、15・16世紀フランス国制の体系的な解明に取り組んでいく。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 佐藤猛、中世後期におけるフランス同輩と紛争解決、『西洋史研究』、西洋史研究会学会誌、査読有、新輯第37号、2008年、199—209
- ② 佐藤猛、一五・一六世紀フランスにおけるいくつもの高等法院—「地方高等法院体制」をめぐる予備的考察—、『秋大史学』、秋田大学史学会学会誌、第56号、2009年、1—29

[学会発表] (計4件)

- ① 佐藤猛、「中世末期(14・15世紀)フランスにおけるエリート層紛争の解決—王族諸侯、国王役人、都市支配層、教会—」、比較紛争解決研究会(科研費基盤研究(B)紛争解決類型の比較史—前近代における社会的調整のあり方—)、2008年8月24・25日、栃木県那須高原
- ② 佐藤猛、「1477年ディジョン高等法院の設立—いくつもの最高裁判所と“絶対”王政—」、フランス史研究会、2008年12月13日、お茶の水女子大学
- ③ 佐藤猛、「中世末期フランス諸侯の政治的紛争とその処理—1405年王太子「誘拐」と諸侯間紛争—」、比較紛争解決研

究会(科研費基盤研究(B)紛争解決類型の比較史—前近代における社会的調整のあり方—)、2009年8月28・29日、熊本県阿蘇郡

- ④ 佐藤猛、「15・16世紀フランスにおけるいくつもの最高裁判所—絶対主義国家の中央と地方—」、秋田大学史学会大会、2009年10月10日、秋田大学

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 猛 (Takeshi Sato)

秋田大学・教育文化学部・講師

研究者番号：30512769

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：